



文京区告示第336号

令和7年度労働報酬下限額について

令和7年度における労働報酬下限額を定めたので、文京区公契約条例（令和6年6月文京区条例第24号）第8条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、工事又は製造の請負契約については、令和7年度に適用する公共工事設計労務単価が農林水産省及び国土交通省から公表され次第、告示する。

令和6年12月26日

文京区長 成澤 廣 修

工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約及び指定管理協定

労働報酬下限額	1時間当たり1,295円
---------	--------------